

ekie エキキタパーク（イベント利用） 利用ガイド

2023年8月1日

中国SC開発株式会社

ekie エキキタパーク施設概要

ekie エキキタパーク（以下、当施設）は、地域の皆様に愛着を持っていただき、一緒に育てていく広場としてスタートします。「繋がる」「集う」「生み出す」をキーワードに、何かに繋がることから始まり、集うことを繰り返してきたマチやヒトとつくるコミュニティが「豊かな時間」を過ごすことのできる“Park Life”を生み出していくことを目指します。また、芝生広場を各企業様や地方自治体の皆様はじめ地域にお住いの皆様の活動の場として提供したいという思いです。



所在地：広島市東区二葉の里 3 丁目8番

（JR広島駅北口からペデストリアンデッキを利用して徒歩 2 分）

公式 WEB サイト : <https://www.ekie.jp/ekikitapark/>

公式インスタライブ : アカウント名 @ekie_ekikitapark

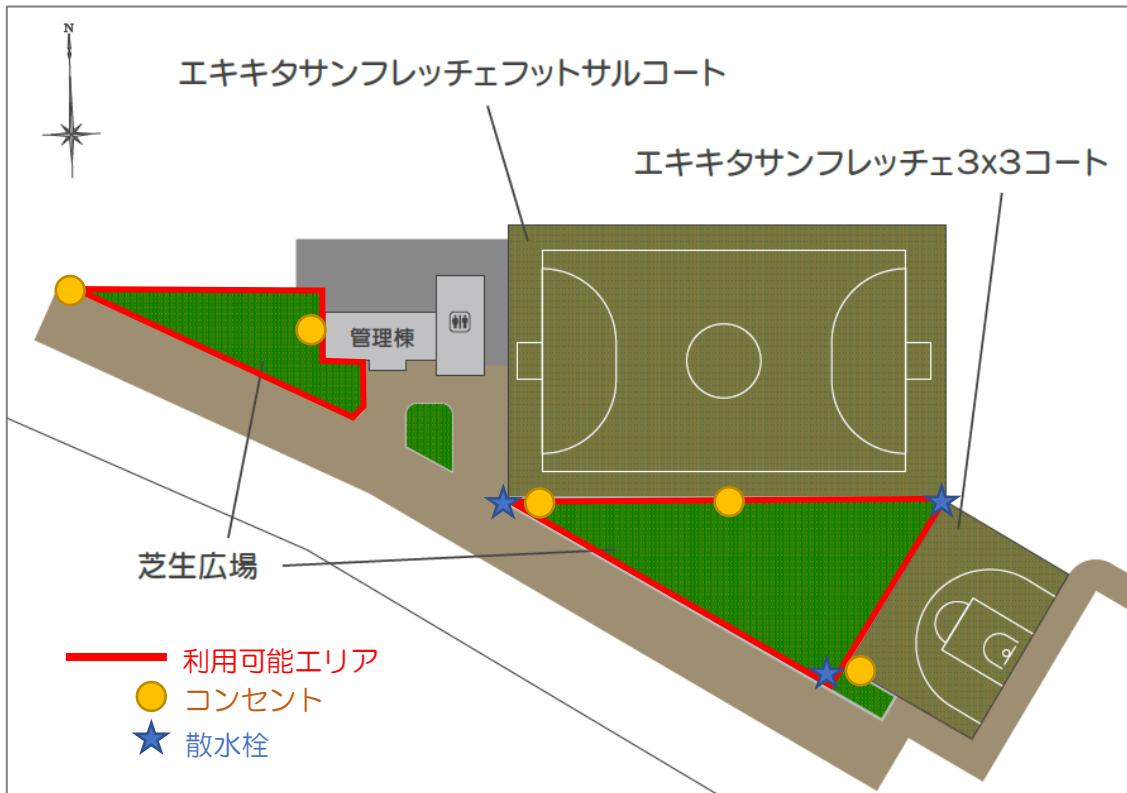
運営会社 : 中国SC開発株式会社

ekie エキキタパーク 芝生広場利用規約

本規約は、中国SC開発株式会社（以下、管理者）と芝生広場利用者（以下、利用者）との間で、ekie エキキタパーク 芝生広場（以下、芝生広場）の利用に関して定めたものです。

(1) 利用範囲・利用環境

■ 芝生広場…約 390 m²（天然芝：約 101.7 m²/人工芝：約 286.4 m²）



■ 備付設備について（最終ページに詳細図面あり）

- ・コンセント [1力所（2口）あたり 100V・1500W(予定)] …全 5 箇所
- ・散水栓…全 3 箇所

■ 清掃・ゴミ処理について

- ・ご利用後、必ず利用したスペースを清掃の上、撤去してください。
- ・ご利用時に発生したごみは、各自お持ち帰りください。
- ・利用者による提供物でごみが発生すると想定される場合は、ごみは回収する旨のご案内又は臨時ごみ箱の設置をお願いいたします。（例：飲食イベントによる食後の容器が発生した場合は、提供店舗がごみの回収を行う旨をお客様へお伝えする等）

■ 貸出備品について

- ・レンタル料金が発生いたしますが、ご用意がございます。ご希望の場合のみご案内いたしますので、お申し出ください。

(2) 利用時間・利用料金

■ 利用時間・利用料金

当施設の利用時間および利用料金は、原則、下記の通りとします。各利用区分が基本利用時間単位となります。利用区分の時間帯から延長してご利用される場合は、別途延長料金が発生いたします。また、管理者との協議により別途定める場合もございます。

平日	利用区分	1日あたりの利用料金（消費税別）
	モーニングタイム（7時～9時）	1,100円（1,000円）
	半日（9時～15時/15時～21時）	19,800円（18,000円）
	※延長（1時間あたり）	3,300円（3,000円）
	全日（9時～21時）	26,400円（24,000円）
	※延長（1時間あたり）	2,200円（2,000円）
	当社が共催または後援するもの	協議の上、決定

※2022年9月から当面の間の期間限定料金

土日祝	利用区分	1日あたりの利用料金（消費税別）
	モーニングタイム（7時～9時）	2,200円（2,000円）
	半日（9時～15時/15時～21時）	26,400円（24,000円）
	※延長（1時間あたり）	4,400円（4,000円）
	全日（9時～21時）	39,600円（36,000円）
	※延長（1時間あたり）	3,300円（3,000円）
	当社が共催または後援するもの	協議の上、決定

※2022年9月から当面の間の期間限定料金

※設営・撤去は上記時間に含みます。

※モーニングタイムとは…健康や朝活等の促進を目的とし推奨する時間です。

※最大利用可能時間 6時～23時となります。（但し、6時～7時/22時～23時は設営・撤去に限ります。）

※9時～21時以外は、周辺住民の皆様の迷惑にならないように大きな音や声が発生しないよう運営を行ってください。

※当施設の都合により、ご利用頂けない場合もございますのでご了承ください。

■ その他諸経費

- ・水道料…1口 330円（税別 300円）/日
- ・電気量…1口 770円（税別 700円）/日

(3) ご利用申込手続き



※適宜、ご質問・お打合せ等させていただきます。

■ご利用申込受付期間

芝生広場のご利用申込受付は、ご利用日の 12 カ月前から 1 カ月前までとし、当施設公式 WEB サイトにて承ります。但し、大型催事等、早期決定を要する場合は、別途ご相談ください。

■ご利用申込受付

専用フォームより、必要事項をご入力の上、送信してください。原則として、当施設の管理者が受領した日の翌日以降、10 日（土日祝を除く）以内に返答いたします。

■利用審査・承認

イベント内容等ご利用について、管理者が審査した上で承認の決定をいたします。

■利用申込書のご提出

当施設の運営事務局が利用を承認した場合、利用申込書をご提出ください。

■利用料金等のお支払い（★お申込み完了）

利用料金等のお支払いは全額前納とさせていただきます。利用者より利用申込書を受理後、管理者が指定する期日までに指定口座へお振込みください。納金の確認がされた時点でお申込みが完了となります。但し、お支払いがない場合は、ご利用を取り消す場合がございます。また、利用当日に急遽発生した料金等は催事終了後にご請求いたします。

■お申込み内容の変更

お申込み完了後、申込内容に変更が生じた際は、隨時、管理者にご報告ください。

■キャンセル料金

利用者の都合により、すでに承認されたお申込みを取り消す場合は、下記のキャンセル料が発生いたします。

取消日	キャンセル料金
ご利用日の 30 日前～15 日前まで	利用料金の 30%
ご利用日の 14 日前～8 日前まで	利用料金の 50%
ご利用日の 7 日前～当日	利用料金の 100%

※利用を取りやめた時点で、すでに発生した実費については、キャンセル料とは別にご請求させていただきます。

※管理者より返金がある場合は、振込手数料を差し引いて返金いたします。

※雨天のためイベントを開催できない場合は、利用日から 3 カ月以内であれば、キャンセル料金なしで振替可能です。但し、振替ができなかった場合は利用料金の全額をご負担いただきます。

※利用日当日の自然災害、感染症流行等の行政指導のためイベントが中止せざるを得ない場合は、利用

日から3カ月以内であれば、キャンセル料金なしで振替可能です。この場合のキャンセル料金は、別途ご相談させていただきます。

※管理者が正当な事由により、イベントの中止、延期をお願いする場合がございます。但し、中止に伴うキャンセル料金は発生しませんが、すでに発生したその他実費については、管理者は負担いたしませんのでご了承ください。

■関係官庁への届出等

催事を実施する場合、関係官庁への届出等が必要となる場合がございます。利用者の責任において所定の届出等を行ってください。許可された諸届出の写しを使用開始日の 14 日前までに当運営事務局へご提出ください。

消防署	催物開催届・禁止行為解除申請等
警察署	催物開催届
保健所	飲食を行う場合
日本音楽著作権協会 (JASRAC)	音楽著作権使用の場合

※消防局及び防火責任者と必要に応じて協議の上、消火活動のスペース確保など防災対策に十分配慮してください。

※利用者が安全に避難できるように、適切な避難経路の確保などに十分配慮してください。

(4) 利用承認の取消し

下記の事項に該当する場合は、当施設利用をお断り及び利用承認の取消し、または利用の停止をさせていただきます。判断理由は利用者に対して開示いたしませんので、予めご了承ください。

① 下記行為に該当すると認められたとき。

- ・特定の政治的主張、宗教、社会活動等を宣伝、拡大する内容と認められる行為。
- ・マルチ商法、ねずみ講その他それに類する商取引に関する内容と認められる行為。
- ・公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ・集団的にまたは常習的に暴力的不法行為、反社会的行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められる行為。
- ・歩行者の通行の妨げ及び当施設の他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為。
- ・法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ・他者のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- ・他者への誹謗中傷や不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- ・施設や設備を損傷、汚損される行為、またはそのおそれのある行為。
- ・火災、爆発等の危険を生じるおそれのある行為。
- ・音、振動、臭気、の発生等により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれのある行為。
- ・その他、管理者が当施設の管理、運営上不適当と認めたとき。

-
- ② 利用料金が特別の理由がなく所定の期日までに支払われていないとき。
 - ③ 利用申込時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、または承認した理由の目的、内容と異なるとき。
 - ④ 災害その他の不可抗力によって、当施設の利用ができないとき。
 - ⑤ 当施設の利用にあたって、管理者が定める利用規則を遵守しないとき。
 - ⑥ 当施設の管理の都合上、やむを得ない事由が発生したとき。
 - ⑦ 当施設の信用を毀損する行為があったとき。
 - ⑧ 関係機関への届出や許可申請等、必要な事務処理を怠っていたとき。
 - ⑨ その他当施設の利用を承認できないと認められたとき。

※不適切な利用状況が認められた場合には、利用の中止だけでなく、当施設の設備等の原状回復を求めます。

(5) 利用上の注意・禁止事項

■共用部分の利用

- ①当施設で、同時に別の催事等が行われる場合、通路等は共用となる場合がございます。
- ②共用部分に関しては、利用者が重なる場合は、利用調整を行う場合がございます。

■安全注意事項

当施設は、安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合は、利用中であっても立ち入り、施設、設備等の点検等を行うことがあります。また、管理者の裁量により当施設の様子をモニターし、録音・録画その他の方法により記録する場合がございます。

■搬入・搬出

- ①機器・備品の搬入・搬出にあたっては、事前に指示した経路に従いお願いいたします。
- ②搬入・搬出にあたっては、必要な養生を行ってください。所定箇所の養生が認められない場合は、作業を中止していただくことがございます。
- ③搬入・搬出車両は作業終了し次第、退出してください。長時間駐車はできませんので、予めご了承ください。
- ④台車は利用者でご用意ください。

■駐車場

当施設は駐車するスペースはございません。利用者の負担で近隣駐車場をご利用ください。

■付保条項

催事開催に関する万が一の事故等による損害を補償するため、利用者等の責任と負担においてイベント保険等の損害保険や、傷害保険等に加入することをお勧めします。

■利用権の譲渡・転貸の禁止

管理者に無断で当施設の利用権を第三者に譲渡または転貸することはできません。

(6)利用者の管理責任

- ① 当施設の利用期間中(準備・撤去を含む)の催物に関する管理責任は、関係業者、来場者の行為によるものであっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期してください。
- ② 入場整理・会場警備要員の配置等、避難誘導体制については、利用者の責任において、警備会社へ委託するなど、場内整理及び盗難、火災等の防止に努めてください。
- ③ 当施設内で発生したゴミについては、お持ち帰りください。なお、著しく施設を汚損した場合は、別途清掃料をいただく事がございます。
- ④ 当施設、設備、備品等を破損または紛失した場合は、速やかに管理者までご連絡ください。
- ⑤ 修理復旧費等については、利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償してください。
- ⑥ 当施設内に利用者が持ち込まれた備品、物品については、利用者に保管の責任を負ってください。
- ⑦ ご利用時間の確認のため、ご利用の前後に必ず管理者までご連絡ください。
- ⑧ 利用期間中、利用者等の責任者を指定し、会場内に常駐させてください。
- ⑨ 催事等の宣伝やチケット販売は、お申込み完了後に行ってください。
- ⑩ 利用者は当施設の利用にあたり、販売する商品等の品質、安全性等に万全の注意を払わなければなりません。
- ⑪ 利用者が販売した商品等に起因し、顧客等よりクレームの申し出があった場合、あるいは商品等の瑕疵、欠陥により顧客等に損害が生じた場合には、速やかに文書をもって管理者に報告し、指示に従って対応してください。
- ⑫ 前項の場合、利用者は自己の費用と責任において顧客等に生じた損害を賠償することとし、管理者に一切の負担をかけてはなりません。万一、管理者がその損害を賠償した場合、直ちに利用者は管理者に対してその賠償額を償還してください。

(7)免責および損害賠償

- ① 当施設利用に伴う人身事故及び物品の盗品・破損については、原則として管理者では一切の責任を負いません。また、天災地変、交通機関のストライキ等の不可抗力によって催物を実施できなくなった場合の損害についても、管理者ではその責任を負いません。
- ② 管理者の責任に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が管理者に対し、その損害の賠償を請求した場合は、管理者が受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものとします。但し、利用者の損害の内、機会損失等の逸失利益に関しては、管理者はその損害の責任を負いません。
- ③ 本利用規約および当施設利用について、管理者と利用者で紛争が生じた場合には、調停については、管理者の本店所在地を管轄する簡易裁判所を、訴訟の第一審については、管理者の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意します。
- ④ 本利用規約、利用料金、備品等は、今後予告なく改定することがございます。
- ⑤ その他、本利用規約に違反して管理者が損害を被った場合には、その損害について賠償請求いたします。また、次回以降の利用を承認しない場合があります。

-
- ⑥ 当施設による利用承認後の取り消しに伴う利用者からの損害賠償やその他一切の請求について、管理者はその責任を負いません。

(8) 反社会的勢力の排除

- ① 当施設は、利用者等が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者)、または、以下のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を承認いたしません。
- また、下記の事実が判明した場合は、何ら催告することなく予約・利用を取り消しいたします。
- (ア) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (イ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (エ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与する等の関与をしていると認められるとき。
- (オ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っているとき。
- ② 前項に該当した場合、受領済みの当施設利用料の返還や、利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・利用の取り消しにより当運営事務局が損害を被った場合は当該損害を賠償していただきます。
- ③ 当施設は、利用者等が自らまたは第三者を利用して以下のいずれかの行為をした場合は何ら催告すことなく予約・利用を取り消しいたします。この場合、受領済みの当施設利用料の返還や、利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・利用の取り消しにより当施設が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。
- (ア) 暴力的な要求行為。
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (エ) 風説を流布し、偽計または威力を用いる行為。
- (オ) その他上記に準ずる行為。

[本規約は、2023年8月1日現在のもので、今後、変更する場合がございます。]

